

過疎対策等の推進に関する提言

過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備や公共施設等の更新及び長寿命化を図るため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保すること。
2. 過疎地域において、個人または法人が製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業（コールセンター）の用に供する施設を新增設した場合の特別償却制度について、その適用期限を延長すること。